

「21世紀環境立国戦略」に基づく今後の施策の方向性について
- パートナーシップ施策の充実・強化（戦略7および戦略8関連） -

大久保規子

持続可能な社会の構築には、すべての関係者の参加と協働（環境パートナーシップ）が不可欠である。このことは、国際的にはリオ宣言第10原則として明記され、わが国においても環境基本計画や21世紀環境立国戦略に盛り込まれている。従来の日本のパートナーシップ施策の中には、国際的に見ても先駆的な取組や日本の文化に根ざした独自の取組等さまざまなものがあるが、協働による取組をあらゆる地域に広げ、世界へと発信するためには、国際動向とこれまでの成果を踏まえたさらなる施策が必要であると考えられる。

第1は、国際動向を踏まえた施策の展開である。リオ宣言第10原則は、すべての市民の参加を実現するための条件として、環境情報の公開、意思決定への参加および司法アクセスの保障という3つを掲げている。その後、オース条約の採択にみられるように、情報アクセス権、政策決定への参加権、司法アクセス権の保障は、環境分野におけるグローバル・スタンダードとなりつつある。アジア各国においても、同様の観点から各種の法整備が進められており、わが国のパートナーシップ施策も、これら3条件の整備に関する法的措置を含めて推進する必要がある。

第2は、それぞれの地域の協働取組の連携を図り、その成果を他の地域に情報発信するとともに、これらの取組の持続的かつ自律的な展開を支援することである。パートナーシップの取組は、行政、企業、NGO・NPO、市民が互いに連携することにより、各自の個別的取組だけでは得られない相乗効果をもたらすことに特徴がある。このような連携を推進するための地方拠点として設置された地方環境パートナーシップオフィスは、それぞれの地域に根ざした特色のある発展を遂げつつあり、国際的および全国的な連携を推進する地球環境パートナーシッププラザとともに、その活動をさらに充実していくことが重要である。また、政策提言、各種協議会制度の充実、協働契約制度の導入等、取り組む課題や事業の目的等に合わせて活用できる多様な仕組みの整備も不可欠である。さらに、2050年に温室効果ガスを半減する社会作りには、環境保全を行いながら経済活動の一端を担う各種コミュニティ・ビジネスの発展が重要であり、NGO・NPOが経済的に自立して継続的に事業展開できるように、中間支援等の仕組みと施策の強化を図ることが必要であると考えられる。